右

同

建設業者の許可の取消し.

県中

:

-世 \prec

同

:

-

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要....

大規模小売店舗の変更の届出......

(経営支援課) ...

:

同

平成十九年度教科書展示会の時期及び場所...

(義務教育課)

(学校施設課)

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

公安委員会

第二千七百九十三号

平成十.

一九年 六月十五日 金曜日)

同法第十条第二項の規定による公告..... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 道路の供用の開始. 道路の区域の変更 止の届出..... 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 う事業所の所在地変更の届出..... 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行 公印の調製. 公 告 目 告 示 次 (道 文県 (障害福祉課) (総務学事課) ... 化<mark>民</mark> 同 同 路 同 課 : 課活 : : : : \equiv Ħ. Ħ.

指定講習機関の指定.

(運転免許課) ...

青森県告示第四百六十六号

年八月青森県訓令甲第二十七号) 第十一条の規定により告示する 平成十九年四月一日、次の公印を調製したので、青森県文書取扱規程 (昭和三十六

平成十九年六月十五日

携部八戸環境管理事務所専用) 携部弘前環境管理事務所専用) 携部青森環境管理事務所専用) 青森県知事印 (三八地域県民局地域連 青森県知事印 (中南地域県民局地域連 青森県知事印 (東青地域県民局地域連 公 印 の 名 称 印 一加咖啡是民局 競員連續等加戶競 順當理事編成畫用 高訊票施施爾南河 累許記點擊壓動納 用靈列縣霍里富勢 高品県阿伽南岸 競流電路製動阿伽 計畫印線建田高 影

示

青森県知事 Ξ 村 申 吾

では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	環境管理事務所専用) 環境管理事務所専用) 環境管理事務所専用)
東大城域 三流回河県 副東京線 用書職権常舗	環境管理事務所専用)東青地域県民局長印 (地域連携部青森
京本県 一型・東京 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定	携部むつ環境管理事務所専用)青森県知事印 (下北地域県民局地域連

<u>×</u> 分		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業に対しています。	名称	社会 福 祉法	人七峰会	括特 動定 去非 人営 ア利		株式会社友	情	株式会社コ	ムスン
** せー ビス 者	所の所在地 地			中黒 川石 学市 富大 田字	ー 「 の 「 二 盲	目六東 一本京 の木郡 の六王 一丁区	ール 35ズ六 F 森本 ワヒ		
け障 害 ご福 ス祉	の [†] 種類 b	居宅介護				問・居 介 護 訪 護		・居 恒宅 度介 訪護	問介護
を行う事業所	名称	ー介山 黒護昭 石ンウ り間		ア活特 リ動定 バ法非 イ ケ 利		ス介 逆 う ジ よ ビ ど じ ど じ じ よ に だ に だ ら だ ら だ ら じ よ ら く に り に り と ら ら と ら ら ら ら と ら と ら ら と ら と ら と ら	うえ k	ム株 ス式 青社 森コ	l ケアセンタ
所 ビス事業	所 在 地	ーの黒 三木一で 一丁目 日	一四黒 丁目市 一線 三町	六中弘 の野前 九四丁 目字	二青弘 の二十 六 丁目字	二上町 二五市 二五の の字	一中黒 〇川石 の字市 二富大 田字	一三青 五丁目森 四本 の本	一油青 一川森 三字十 の千大字
变更	月	ニリ 目み 元平 成 寿				12. 9. 111	- +	<u>.</u>	

在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。 次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、

平成十九年六月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第四百六十七号

株式会社コム

ワ木〇本東 ー ヒの木京 35ルー六都 F ズ 丁港 森六目区 タ本一六

居宅介護

ケアセンター 株式会社コム

一東弘 の中前

一央市〇五大字:

・ ・ 成 季

自城 元平

名

称

の 所 在 地

名

称

所

在

地

年廃

日止

月

事指 定障 害

業福祉

ビ 者ス

サー

1	番図号面
E	種道
道	路類の
_ _)	路
를 클	線名
和田市大字奥瀬字栃久保一一の三三七	1 変更の区間
前	前変 後更 別の
八・八〇メートルまで	敷地の幅員
_	敷地
	八・八〇メートルま

備考

	> =-	<u> </u>			
たので、	次の指定院	青林県告日	\	変更後	変更前
たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。	次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出が障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定に	青森県告示第四百六十八号	······	I ビ ス	株式 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
条第二号の規	コス事業者から 半成十七年法!	号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- ○ - ○ 二 号 ッ	の道青 三二 丁 丁 目東 グ リ 四 造
定によりか	ら障害福祉:律第百二十		~~~~	問介護	・居 重宅 度介 訪護
台示する。	サービス事業三号) 第四十		~~~~~	l ビ ス	ー 株 大会 そ イ サ イ
	を廃止した旨-六条第一項の		·····	ー の	二東ンの道青 号造オー 道 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
	の届出が		}		

楽晴会 社会福祉法人

丁目六の二七三沢市大町二

介重 護度 訪問

センター三沢介護支援

六沢三 の別 別 別 別 一 五 三 五

11

楽社宗

祉法

人

丁目六の二七三沢市大町二

行動援護

センター三沢介護支援

六の 八の 八字 園 沢 一五 二五

11

楽晴会 社会福祉法人

丁目六の二七三沢市大町二

居宅介護

センター三沢介護支援

六の八の八の一名

五三

큤

ᄪ = 株式会社コム

ワート マート マート 35ルー アート 35ルー アート ステート ステート

介重 護度 訪問

ケアセンター スン弘前城東 はコム

目城

11

があっ により、

平成十九年六月十五日

青森県知事 申

行う事業所で害福祉サージ ビス事業を Ξ 村 吾 なお、

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 同項の規定により公示する。 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

青森県告示第四百六十九号

道路課において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 告示の日から平成十九年七月十四日まで青森県県土整備部

平成十九年六月十五日

青森県知 事 \equiv 村 申 吾

9	8	8	•	7	(5	į	5	4	4		3	3		2	2																										
	ļ	県		県		県		県県		!	県			ļ.	2																											
道	ì	道	ì	首	ij	道	ij	道	ij	道	道			ĭ																												
停車場 場 線 横 浜	フ田三沙糸	大打三尺泉	線	水喰野辺地	車場線	柳町下田停	線	十和田三戸	写出村沒然	巨匕 黄兵泉	約						4		約		綜				線		為		終						線		約		三沢十和田		線	八戸野辺地
上北郡横浜町字上イタヤノ木一〇四の二まで上北郡横浜町字上イタヤノ木一〇四の二から	三沢市大字三沢字園沢一六九の三まで	三沢市大字三沢字掘口一五五の三から	北郡東北町字横沢第二	上北郡東北町字横沢第二山国有林二七三林班ろ小班から	北郡六戸町大字鶴喰字明堂二二の一	上北郡六戸町大字鶴喰字明堂一一の一から	十和田市大字米田字笊畑三七まで	十和田市大字米田字笊畑一二六の一から	上北郡六ケ所村大字尾駮字弥栄平一の二まで	上北郡六ケ所村大字尾駮字弥栄平二五六の二から	三沢市東町三丁目三一の二七二七まで	三沢市東町二丁目三一の八七九から	三沢市岡三沢二丁目一の一まで		上北郡東北町大字上野字北谷地九の二まで	上北郡東北町旭北一丁目三の九から																										
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前																										
二〇・〇〇メートルまで	二〇・〇〇メートルまで	一三・〇〇メートルまで	二一・九〇メートルまで	一四・〇〇メートルまで五・八〇メートルから	一四・五〇メートルまで	八・〇〇メートルまで五・九〇メートルから	一八・八〇メートルまで九・八〇メートルから	九・〇〇メートルまで五・一〇メートルから	二〇・〇〇メートルまで一七・二〇メートルから	一七・〇〇メートルまで	二・四〇メートルまで	八・七〇メートルまで六・八〇メートルから	一〇・四〇メートルまで八・九〇メートルから	九・八〇メートルまで八・九〇メートルから	二二・八〇メートルまで	一二・八〇メートルまで																										
一八・六三メートル	四〇七・三〇メートル	四〇七・三〇メートル	五一七・八〇メートル	五一七・八〇メートル	1011.00メートル	1011・00メートル	七八二・六〇メートル	七八二・六〇メートル	四九六・四〇メートル	四九六・四〇メートル	三七七・八〇メートル	三七七・八〇メートル	三四六・五〇メートル	三四六・五〇メートル	二六七・三〇メートル	二六七・三〇メートル																										

青森県告示第四百七十号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

平成十九年六月十五日

道路課において一般の縦覧に供する。

道路の供用を開始するので、

なお、

その関係図面は、告示の日から平成十九年七月十四日まで青森県県土整備部

同項の規定により公示する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

水喰野 辺地線	線 柳町下田停車場	十和田三戸線	東北横浜線	三沢十和田線	県道	八戸野辺地線県道	一国 ○二 号	路線名
い「小班まで上北郡東北町字横沢第二山国有林三一七林班と北郡東北町字横沢第二山国有林二七三林班上北郡東北町字横沢第二山国有林二七三林班	上北郡六戸町大字鶴喰字明堂二二の一まで上北郡六戸町大字鶴喰字明堂一一の一から	十和田市大字米田字笊畑三七まで十和田市大字米田字笊畑一二六の一から	上北郡六ケ所村大字尾駮字弥栄平一の二までから 上北郡六ケ所村大字尾駮字弥栄平二五六の二	三沢市東町三丁目三一の二七二七まで三沢市東町二丁目三一の八七九から	三沢市岡三沢二丁目一の一まで三沢市岡三沢二丁目九の七から	上北郡東北町大字上野字北谷地九の二まで上北郡東北町旭北一丁目三の九から	十和田市大字奥瀬字栃久保一一の一四一まで十和田市大字奥瀬字栃久保一一の三三七から	供用開始の区間
II .	11	11	11	"	"	"	平成元	の供 期 日始
4+			五	四	Ξ	=	_	

大町三沢線 県道 〇・五〇メートルまで〇・二〇メートルから

後

一八・六三メートル

三沢市大字三沢字園沢三沢市大字三沢字掘口 一六九の三まで

"

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十九年六月十五日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

申請のあった年月日

平成十九年六月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人健康増進あおもり

Ξ 代表者の氏名

愛子

主たる事務所の所在地

青森市大字大野字片岡四六の一四ハイツ白峰一〇一

五 定款に記載された目的

カトレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業や健康 スポーツトレーニングを行い、県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益 この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋

の増進に寄与することを目的とする。

規定による公告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

五

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 により次のとおり公告する。

平成十九年六月十五日

申請のあった年月日

青森県知事

Ξ

村

申

平成十九年六月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンター虹

代表者の氏名 湖東 正美

Ξ

主たる事務所の所在地

兀

八戸市大字田面木字外久保三一の二三

定款に記載された目的

業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、障害者及びその家族に対して、地域生活支援や相談支援に関する事

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十九年六月十五日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー むつ中央店

むつ市中央二丁目一の一外

大湊興業株式会社

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 むつ市中央二丁目一三の一四 濱崎正明

五

兀

届出年月日

届出書及び添付書類の縦覧

平成十九年五月二十四日

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2

期間

吾 Ξ むつ市金曲一丁目八の一二

2

下北交通株式会社

変更しようとする事項 代表取締役社長 白濱啓助

	り) 出書添付図面のとお	2 か 所	数及び位置 車の出入口の 位置 の自動	
	閉席に時刻 (中面) 中海 (中面) 中	閉店時刻 午前七時 保工会社サンデー	びの売舗は規模 店店時前 店時刻 及者 の と が の で の で の で の で で い の で の で の り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模
₽	付図面のとおり) (位置は、届出書添六五立方メートル	二四立方メートル	及び容量 管施設の位置 の保	
F t	付図面のとおり) (位置は、届出書添	一八六平方メートル	積でばき施設 の位置及び面	
	り) 出書添付図面のとお 一八台 (位置は、届	一〇台	及び収容台数駐輪場の位置	るに
	おり) 届出書添付図面のと 二三二台 (位置は、	五二台	及び収容台数 駐車場の位置	設舗小大 のの売規 配施店模
	トル四平方メー	トル三、六〇五平方メー	の合計の合計の合	舗規 積
年変 月 日更	変更後	変更前	分	X

青 森 報 第2793号

六 2 3 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 平成十九年十月十五日 提出期限 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、むつ市役所にあっては、 その執務時間内とする。

提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十九年六月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

代表取締役 前田恵三

マエダモー ル大畑

むつ市大畑町中島三九の二六

むつ市小川町二丁目四の八

Ξ 意見の概要

平成十九年六月十五日から同年十月十五日まで

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

意見書を提出することができる。

3

平成十九年六月十五日から同年七月十五日まで

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 むつ市役所にあっては、その執務時間内とする

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 一町田板金

= 氏名 一町田

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字賀田一丁目一二の四

許可番号 青森県知事許可 (般-一五) 第一六五七九号

兀

五 取消年月日 平成十九年五月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社下山組

代表者の氏名の下山の金満

Ξ

許可番号 青森県知事許可 (般 - 一四) 第一一九三一号主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字御笠見二〇の七

取消年月日 平成十九年五月三十一日

取消しに係る建設業の許可

六 五 四

建築、造園工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

教育委員会

青森県教育委員会告示第十号

の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)第十一条の規平成十九年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定めたので、教科書

平成十九年六月十五日

定により告示する。

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

	4	3	2		1	番号
同小泊分館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同今別分館	東青教科書センター	教科書センター 名称
中小 学学 校校	高中小 等学学 学校校 校	中小 学学 校校	高中小 等学学 学校校 校	中小 学学 校校	高中小 等学学 学校校 校	展示教科書
中泊町立小泊小学校北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	五所川原市立五所川原小学校五所川原市大字新宮字岡田一六一	黒石市立中郷小学校	弘前市立時敏小学校弘前市大字宮園一丁目五の一	今別町立今別中学校東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二	青森市教育研修センター青森市栄町一丁目一〇の一〇	所在地及び使用する施設の名称
木戸繁道	工 藤 継 雄	鈴木	長尾明義	五十嵐 義 人	成田幾末	管理責任者氏名
	午前九時から午後四時まで(土曜日及び日曜日を除く。)六月四日から六月十四日まで					予備展示期間及び時間
	β; <	徐二十五日を 下北教科書も	ただし、	時から午後四	、 土曜 日四日ま 六月十五日か	及び時間 法定展示期間

9

八戸教科書センター

中小 学学 校校

八戸市総合教育センター八戸市諏訪一丁目二の四

10

同

五

戸

分

館

中小 学学 校校

五戸町立五戸小学校三戸郡五戸町字天満後三

岩

間

和

章

丹

新

也

髙

橋

秀

直

濱

谷

毅

辻

登志雄

七月五日午前九時から午後四時まで

三戸

.教科書センター

中小 学学 校校

三戸地方教育研究所三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の

8

下

北

教科書センター

高中小 等学学 学校校 校

むつ市立大湊中学校むつ市桜木町一九の

同

大

間

分

館

中小 学学 校校

大間町立大間中学校下北郡大間町大字大間字大間平三一の

7

野辺地教科書センター

中小 学学 校校

野辺地町立野辺地小学校上北郡野辺地町字寺ノ沢四二の四

佐

藤

幸

雄

吉

田

紀美男

6

十和田教科書センター

中小 学学 校校

十和田市立三本木小学校十和田市東三番町三六の

5

同

深

浦

分

館

中小 学学 校校

深浦町立深浦小学校 西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六

新

谷

敬

司

西

教

科 書

セ ンタ

Ì

中小 学学 校校

鰺ケ沢町立舞戸小学校西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字久富二七

對

馬

純

(9)	平成19年 6 月15日	金曜
	_		_	

9)	平成19年6月15日	金曜

七三(キロリットル(購入予定数量)

納入期間

契約締結の日から平成二十年三月三十一日まで

5

重油 (JIS一種二号) 次に掲げる物品の購入 一般競争入札に付する事項

平成十九年六月十五日

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

田 充

青絑県教育委員会教育長 村

治

Ξ 納入場所

八戸港 青森丸

兀 入札に参加する者に必要な資格

1

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)又は 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号 (物品等の競争入札参加資格)、

2

平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号 (物品等の競争入札参加資格) の の規定により物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

ていない者であること。 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、 知事の指名停止の措置を受け

製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であるこ 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和五十年法律第九十六号) に基づく石油

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わ

青森市新町二丁目三の

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 - 七三四 - 九八七三

入札書の提出期限

2

平成十九年七月二十七日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森県教育庁会議室

青森市新町二丁目三の一

平成十九年七月三十一日 午前十一時

入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する

落札者の決定方法

落札決定の日から七日以内

青

森

県

七

契約書の取り交わしの時期

報

六

の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格

その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

入札者に求められる義務

2

明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。 教育庁学校施設課長に提出しなければならず、 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県 また、開札日の前日までに当該証

入札の無効

八札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、 無効とする。

入札書の記載方法 入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に

> る金額を入札書に記載すること。 をもって落札価格とするので、 した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算 入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す その端数を切り捨てた金額)

SUMMARY

Nature and quantity of the Fuel Oil (JIS to be purchased: Class1, Z 0. 2 products

Delivery From the the contract to March day period: of the commencement 31, 2008

0

730 kiloliter

ယ Delivery Aomori—maru Hachinohe рlасе

Port

T i m e 5:15 p. m. limit for July tender: 27, 2007

4

Ŋ

Shinmachi JAPAN Aomori School Contact point for the Facility Management Prefectual Aomori City Board notice: Aomori o f Division, Education 030 - 8540

TEL: 017-734-9873

公 安 委 員

会

青森県公安委員会告示第六十一号

員会規則第一号) 第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。 おり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則 (平成二年国家公安委 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第百八条の四第一項の規定により次のと

平成十九年六月十五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三八五オートスクール株式会社三八五オートスクール八戸

住所 青森県八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二

代表者の氏名 脇坂勝義

特定講習を行う事務所の名称及び所在地

事務所の名称 三八五オートスクール八戸

事務所の所在地 青森県八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二

青

2

森

県

特定講習の種別 取消処分者講習

指定を行った年月日 平成十九年六月七日

兀

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行